

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 7月21日に不適合管理会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	国に報告しているケーブル敷設状況調査結果についての報告書において、誤って敷設されていたケーブル箇所数及び本数に記載誤り(ケーブル4本において2区分跨ぎと1区分跨ぎに分けて記載すべき所、1区分跨ぎにまとめて記載)が認められたため、当該原因を調査・対応検討。	G II	
2	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)機関付潤滑油ポンプにおいて、ポンプ軸受ブッシュ(軸受部)内径と軸外径の間隙寸法に許容値超えが認められたため、当該部を点検・修理。	G III	
3	3・4号廃棄物処理設備	プロセス放射線モニター系可燃性雑固体廃棄物焼却設備排気トリチウム回収装置(A)において、「サンプリングA異常(ヒータ温度低)」警報が発生し、装置の自動停止が認められたため、当該原因を調査。なお、回収装置(B)が運転しているため、可燃性雑固体廃棄物焼却設備の運転に影響なし。	G III	